

○石川県警察の組織等に関する訓令

〔昭和41年4月1日〕
石川県警察本部訓令第3号

最終改正 平成30年3月16日警察本部訓令第4号

石川県警察の組織等に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の組織等に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 警察本部（第2条－第6条）
- 第3章 警察学校（第7条－第11条）
- 第4章 警察署（第12条－第24条）
- 第5章 職員の定数の配分（第25条）
- 第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察の組織等に関する規則（昭和41年石川県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第51条及び第53条の規定に基づき、石川県警察の組織、職員の定数の配分等の細部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 警察本部

（室長等）

第2条 規則第2章に定める石川県警察本部（以下「本部」という。）の課、所及び隊（以下「課等」という。）に別表第1に掲げる室長、隊長、官、照会センター長及び安全運転学校長（以下「室長等」という。）を置く。

2 室長等には、警視若しくは警部又はその他の職員（警察官以外の警察職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。

3 室長等は、規則第2章に定める課長、所長及び隊長（以下「課長等」という。）の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（次席、副隊長及び課長補佐等）

第3条 本部の課等（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）に次席を置き、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

2 課等に別表第1に掲げる課長補佐、所長補佐、隊長補佐、班長、副隊長、分駐隊長、中隊長、通信指令官、検視官、副室長、主任研究員及び主任専門員（以下「課長補佐等」という。）並びに主幹を置く。

3 次席、副隊長及び課長補佐等には、警視若しくは警部又はその他の職員をもって充てる。

4 次席又は副隊長は、課長等の命を受け、課等の総括的運営について課長等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

5 課長補佐等は、上司の命を受け、課等の事務を分担して課長等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

6 主幹には、その他の職員をもって充てる。

7 主幹は、上司の命を受け、専門的業務を処理する。

(係長等)

第4条 課等に別表第1に掲げる係を置く。

2 係に総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

3 総括係長には、警部補を、係長及び専門員には、警部補又はその他の職員を、主査、主任主事及び主任技師には、その他の職員をもってそれぞれ充てる。

4 総括係長は、上司の命を受け、係内の調整事務を行うとともに係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

5 係長、専門員及び主査は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 主任には、巡查部長又はその他の職員をもって充てる。

7 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

8 主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員に対して実務指導を行う。

9 係員には、巡查又はその他の職員をもって充てる。

10 係員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(小隊長等)

第5条 本部の交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の係に小隊長、分隊長又は分隊員を置くことができる。

2 小隊長には、警部補をもって充てる。

3 小隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

4 分隊長には、巡查部長をもって充てる。

5 分隊長は、上司の命を受け、担当の隊務を処理し、分隊員を指揮監督する。

6 分隊員には、巡查部長又は巡查をもって充てる。

7 分隊員は、上司の命を受け、隊務に従事する。

(専門研究員等)

第6条 本部の科学捜査研究所の係に専門研究員、研究員及び研究技師を置き、それぞれ係長、主任及び係員に相当するその他の職員をもって充てる。

2 前項の職員は、上司の命を受け、科学捜査に関する研究、鑑定、検査その他の事務を処理する。

第3章 警察学校

(係)

第7条 石川県警察学校（以下「警察学校」という。）に別表第1に掲げる係を置く。

2 係の分掌事務は、校長が定める。

(科長等)

第8条 警察学校に別表第1に掲げる教務科長及び指導科長を置き、警部をもって充てる。

- 2 警察学校の係に教官を置く。
- 3 教官には、警部補又はその他の職員をもって充てる。
- 4 教務科長及び指導科長は、上司の命を受け、警察学校の事務を分担して校長を補佐するとともに、生徒の教育訓練に従事し、部下職員を指揮監督する。
- 5 教官は、上司の命を受け、生徒の教育訓練に従事する。

(助教)

第9条 警察学校の係に助教を置くことができる。

- 2 助教には、巡査部長又はその他の職員をもって充てる。
- 3 助教は、上司の命を受け、生徒の教育訓練に従事する。

(事務長等)

第10条 警察学校に別表第1に掲げる事務長及び校長補佐（以下「事務長等」という。）並びに主幹を置き、その他の職員をもって充てる。

- 2 事務長等は、上司の命を受け、警察学校の事務を分担して校長を補佐するとともに、部下職員を指揮監督する。
- 3 第1項の主幹については、第3条第7項の規定を準用する。

(係長等)

第11条 警察学校の係に係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

- 2 前項の係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員については、第4条第3項から第10項までの規定を準用する。

第4章 警察署

(課及び係の設置)

第12条 警察署（以下「署」という。）に別表第2に掲げる課及び係を置き、その分掌事務は、同表の基準により警察署長（以下「署長」という。）が定める。

(刑事官)

第13条 警察署に刑事官を置くことができる。

- 2 刑事官には、警視をもって充てる。
- 3 刑事官は、署長の命を受け、生活安全課及び刑事各課を統括し、部下職員を指揮監督する。

(地域官)

第14条 警察署に地域官を置くことができる。

- 2 地域官には、警視をもって充てる。
- 3 地域官は、署長の命を受け、次に掲げる事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(1) 本部の地域課及び通信指令課の所掌に属する事務

(2) 本部の生活安全企画課の所掌に属する事務のうち、地域安全対策に関するもの

(地域交通官)

第15条 警察署に地域交通官を置くことができる。

- 2 地域交通官には、警視をもって充てる。
- 3 地域交通官は、署長の命を受け、次に掲げる事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(1) 本部の地域課及び通信指令課の所掌に属する事務

(2) 本部の生活安全企画課の所掌に属する事務のうち、地域安全対策に関するもの

(3) 本部の交通部の所掌に属する事務

(会計官)

第16条 警察署に会計官を置くことができる。

2 会計官には、警視又はその他の職員をもって充てる。

3 会計官は、署長の命を受け、会計課の事務を統括し、部下職員を指揮監督する。

(交通官)

第17条 警察署に交通官を置くことができる。

2 交通官には、警視をもって充てる。

3 交通官は、署長の命を受け、交通各課を統括し、部下職員を指揮監督する。

(庁舎所長)

第18条 白山警察署、輪島警察署及び珠洲警察署に庁舎所長を置き、警部をもって充てる。

2 庁舎所長は、上司の命を受け、別に定める事務担当区域内の責任者としての事務を処理し、部下職員を指導監督する。

(課長)

第19条 署の課に課長を置き、警部又はその他の職員をもって充てる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主幹)

第20条 署に主幹を置くことができる。

2 前項の主幹については、第3条第6項及び第7項の規定を準用する。

(係長等)

第21条 署の係に総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

2 前項の総括係長、係長、専門員、主査、主任、主任主事、主任技師及び係員については、第4条第3項から第10項までの規定を準用する。

(交番所長等)

第22条 交番、駐在所及び警備派出所に所長を置くことができる。

2 前項の所長には、警部又は警部補をもって充てる。

3 警部を所長とする交番及び警備派出所に係長を置くことができる。

4 前項の係長については、第4条第3項の規定を準用する。

5 交番及び駐在所の所長は、上司の命を受け、規則第49条に定める所管区内（以下「所管区内」という。）の警察事務に従事するとともに、部下職員を指揮監督する。

6 警備派出所の所長は、上司の命を受け、特定の警備区域内（以下「警備区域内」という。）の警察事務に従事するとともに、部下職員を指揮監督する。

7 第3項の係長は、上司の命を受け、所管区内又は警備区域内の警察事務に従事するとともに、勤務を同じくする勤務員を指揮監督する。

(交番所員等)

第23条 交番、署所在地、庁舎所在地、駐在所、警備派出所及び検問所に主任及び所員を置くことができる。

2 前項の主任には、巡査部長をもって、所員には、巡査をもってそれぞれ充てる。

- 3 交番、署所在地、庁舎所在地及び駐在所の主任は、上司の命を受け、所管区内の警察事務に従事するとともに、勤務を同じくする所員を指揮監督する。
- 4 交番、署所在地、庁舎所在地及び駐在所の所員は、上司の命を受け、所管区内の警察事務に従事する。
- 5 警備派出所の主任は、上司の命を受け、警備区域内の警察事務に従事するとともに、所員を指揮監督する。
- 6 警備派出所の所員は、上司の命を受け、警備区域内の警察事務に従事する。
- 7 検問所の主任は、上司の命を受け、必要な警察事務に従事するとともに、所員を指揮監督する。
- 8 検問所の所員は、上司の命を受け、必要な警察事務に従事する。

(臨時警備派出所)

第24条 署長は、治安上必要があると認めるとき、警察本部長に臨時警備派出所の設置を要請するものとする。

第5章 職員の定数の配分

(部署別、階級別定員の配分)

第25条 警察職員の本部の課等、警察学校及び署の階級別定員の配分は、別表第3のとおりとする。

第6章 雑則

(職の指定)

第26条 警察職員の職の指定は、別表第4の区分により行うものとする。

- 2 別表第4に掲げる職のほか、他の定めによる職の指定については、別表第5のとおりとする。この場合においては、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第36条の規定を適用しないものとする。

(署長等への委任)

第27条 この訓令を施行するために必要な事項は、警察本部長の承認を得た上、本部の課長等、校長及び署長が定め、又は変更するものとする。

附 則

以下（略）

- 1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 石川県警察本部処務規程（昭和33年石川県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 警察署処務規程（昭和29年石川県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和41年9月27日警察本部訓令第5号）

- 1 この訓令は、昭和41年10月1日から施行する。
- 2 石川県警察本部処務規程（昭和33年石川県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和42年4月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和42年4月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年4月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月14日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月2日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和44年10月2日から施行し、第2条および第5条改正に関する規定ならびに別表第1中、警務部の項、厚生課の項および交通部の項は、昭和44年9月12日から適用する。

附 則（昭和45年3月14日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和45年3月14日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和46年3月15日から施行する。ただし、外勤管理官、機動隊および交通機動隊に係る改正部分については、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年6月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月1日警察本部訓令第34号）

この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日警察本部訓令第6号）
この訓令は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日警察本部訓令第2号）
この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月25日警察本部訓令第9号）
この訓令は、昭和50年10月25日から施行する。

附 則（昭和51年3月2日警察本部訓令第2号）
この訓令は、昭和51年3月2日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第4号）
この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日警察本部訓令第5号）
この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月4日警察本部訓令第1号）
この訓令は、昭和52年3月4日から施行する。但し、別表第3（部署別、階級別定員表）については、石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日から適用する。

（施行期日＝昭和52年4月1日）

附 則（昭和52年3月29日警察本部訓令第3号）
この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

- 附 則（昭和52年6月27日警察本部訓令第12号）
- 1 この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。
 - 2 石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 石川県外勤警察運営に関する訓令（昭和44年石川県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和52年9月24日警察本部訓令第14号）
この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。

- 附 則（昭和53年2月17日警察本部訓令第1号）
- 1 この訓令は、昭和53年3月1日から施行する。
 - 2 この訓令による改正後の別表第1の防犯少年課と保安課の項及び別表第3（部署別、階級別定員表）については、石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日から適用する。

附 則（昭和53年2月22日警察本部訓令第4号）
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月1日警察本部訓令第18号）
この訓令は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月10日警察本部訓令第4号）
この訓令は、昭和54年3月10日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月9日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和56年10月15日から施行する。

附 則（昭和57年3月13日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和57年3月15日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、航空隊長に係る改正部分については、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日警察本部訓令第5号）

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

2 石川県警察職員等の旅費取扱規程（昭和57年石川県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成元年7月25日警察本部訓令第14号）

1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定（ただし、別表第1及び別表第4中の通信指令官に係る部分を除く。）、第2条の規定による改正後の石川県警察における事務の専決に関する訓令の規定、第3条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第4条の規定による改正後の石川県警察の警察官等の制服及び服装に関する訓令の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成元年12月19日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成元年12月20日から施行する。

附 則（平成2年3月23日警察本部訓令第5号）抄

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。

附 則（平成3年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成3年3月1日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 30 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 3 年 5 月 1 日から施行し、改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定は、平成 3 年 4 月 17 日から適用する。

附 則（平成 3 年 11 月 22 日警察本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 3 年 11 月 22 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「捜査第二課」に係る改正部分に限る。）、別表第 4 及び別表第 5 の改正規定については、平成 3 年 11 月 15 日から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 7 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 4 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 29 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定中別表第 1 及び別表第 4 の国民文化祭警衛警備事務局に関する部分については、平成 4 年 3 月 21 日から適用する。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 31 日警察本部訓令第 18 号）

この訓令は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 22 日警察本部訓令第 30 号）

この訓令は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 4 の国民文化祭警衛警備事務局に関する部分については、平成 4 年 11 月 13 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 28 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 30 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 4 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 7 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 19 日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日警察本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日警察本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 6 月17日警察本部訓令第14号）
この訓令は、平成14年 6 月17日から施行する。

附 則（平成15年 2 月25日警察本部訓令第 1 号）
この訓令は、平成15年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月25日警察本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成16年 3 月25日から施行する。

附 則（平成17年 3 月18日警察本部訓令第12号）
この訓令は、平成17年 3 月24日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日警察本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成18年 3 月29日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 2 日警察本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成19年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日警察本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日警察本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成20年 3 月26日から施行する。

附 則（平成20年 9 月25日警察本部訓令第15号）
この訓令は、平成20年 9 月25日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日警察本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成21年 3 月31日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日警察本部訓令第 3 号。石川県警察の組織等に関する訓令等の一部を改正する訓令第 1 条で改正）

この訓令は、平成22年 3 月31日から施行する。[ただし書]略

附 則（平成23年 3 月 1 日警察本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成23年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日警察本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成24年 3 月30日から施行する。[ただし書]略

附 則（平成25年 3 月15日警察本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成25年 3 月29日から施行する。

附 則（平成26年 3 月17日警察本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成26年 3 月31日から施行する。

附 則（平成27年 2 月20日警察本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成27年 3 月 6 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月22日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成29年3月9日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成29年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正部分については、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年1月18日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年1月31日から施行する。

附 則（平成30年3月16日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条関係)
室長等、課長補佐等、科長、事務長等及び係

部	課、所、隊、校	区分	第2条、第10条に定める室長等、事務長	第3条、第8条、第10条に定める課長補佐等、科長、校長補佐	第4条、第7条に定める係
		警務部	総務課		
				秘書	秘書
				渉外	渉外
公安委員会事務担当室長	公安委員会事務担当			公安委員会事務担当	
広報室長	広報			広報	
	取調べ監督室長		取調べ監督	取調べ監督	
警務課				総務	総務 通信
	企画室長			企画第一	企画第一
				企画第二	企画第二
				企画第三	企画第三
	人事管理室長			人事	人事
				給与	給与
留置管理室長	留置管理		留置管理		
人材育成課				総務	総務
	人材育成官			教養企画	教養企画
				学校・職場教養	学校・職場教養
				教養資料	教養資料
術科指導室長	術科指導		術科指導		
県民支援相談課				総務	総務
	警察安全相談室長		警察安全相談	警察安全相談	
	被害者支援室長		被害者支援	被害者支援	
	情報公開・個人情報保護室長			情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護
				文書管理	文書管理

			総務	総務	
	情報管理課	情報企画推進室長	情報企画	情報企画	
			情報セキュリティ	情報セキュリティ	
			開発運用	開発運用	
		照会センター長	照会センター	照会センター	
	厚生課		総務	総務	
			厚生	厚生	
		福利健康対策室長	福利	福利	
			健康対策	健康対策	
	会計課		総務	総務	
			用度	用度	
			予算	予算	
		装備施設室長	管財	管財	
			営繕	営繕	
			装備管理	装備管理	
		監査室長	出納	出納第一	出納第二
				監査第一	監査第一
			監査第二	監査第二	
	監察課		総務	総務	
			監察・訟務第一	監察・訟務第一	
			監察・訟務第二	監察・訟務第二	
			監察・訟務第三	監察・訟務第三	
			監察・訟務第四	監察・訟務第四	
生活安全部	生活安全企画課		総務	総務	
			企画	企画	
		犯罪抑止対策室長	犯罪抑止対策第一	犯罪抑止対策第一	
			犯罪抑止対策第二	犯罪抑止対策第二	
		人身安全関連事案対策室長	人身安全関連事案対策第一	子供女性安全対策	
				ストーカー・DV対策	
				人身安全関連事案	

			対 策 第 一	
		人身安全関連事案 対 策 第 二	人身安全関連事案 対 策 第 二	
		人身安全関連事案 対 策 第 三	人身安全関連事案 対 策 第 三	
	許可等事務指導室長	許 可 等 事 務 指 導	許 可 等 事 務 指 導	
地 域 課		総 務	総 務	
	地 域 企 画 室 長	企 画	企 画	
	地 域 指 導 官	指 導	指 導	指 導
			船 舶	船 舶
		職 務 質 問 指 導	職 務 質 問 第 一	職 務 質 問 第 一
			職 務 質 問 第 二	職 務 質 問 第 二
	自 動 車 警 ら 班 長	自 動 車 警 ら 班	自 動 車 警 ら 班	
	鉄 道 警 察 隊 長		鉄 道 警 察	
航 空 隊 長		飛 行		
	整 備	整 備		
通 信 指 令 課		総 務	総 務	
	企 画 指 導	企 画	企 画	
		指 導	指 導	
通 信 指 令 官	通 信 指 令	通 信 指 令		
少 年 課		総 務	総 務	
	対 策	企 画 指 導	企 画 指 導	
		対 策	対 策	
	少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー 長	少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー	少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー	
		補 導	補 導	
特 捜	特 捜	特 捜		
生 活 環 境 課		総 務	総 務	
		企 画 指 導	企 画 指 導	
	生 活 安 全 特 別 捜 査 隊 長	生 活 安 全 特 別 捜 査 第 一	生 活 安 全 特 別 捜 査 第 一	
		生 活 安 全 特 別 捜 査 第 二	生 活 安 全 特 別 捜 査 第 二	

		サイバー犯罪 対策室長	サイバー犯罪 策 対	サイバー犯罪 策 対
			サイバー犯罪 査 搜	サイバー犯罪 査 搜
刑 事 部	刑 事 企 画 課		総 務	総 務
			企 画	企 画
				手 配 共 助
			指 導 ・ 教 養	指 導 ・ 教 養
			公 判 対 応	公 判 対 応
		通 訊 運 用	通 訊 運 用	
		捜 査 支 援 分 析 室 長	捜 査 支 援 分 析	捜 査 支 援 企 画
				情 報 分 析
				統 計 ・ シ ス テ ム
		捜 査 第 一 課		総 務
	企 画 指 導			企 画 指 導
	強 行			強 行
	盗 犯			盗 犯
				手 口
	特 殊		特 殊	
	刑 事 指 導 官			
	検 視 官 室 長		第 一 検 視 官	検 視 第 一
			第 二 検 視 官	検 視 第 二
			第 三 検 視 官	検 視 第 三
	性 犯 罪 捜 査 指 導 官		性 犯 罪 捜 査 指 導	性 犯 罪 捜 査 指 導
重 要 犯 罪 特 別 捜 査 隊 長	副 隊 長		重 要 犯 罪 第 一	
			重 要 犯 罪 第 二	
盗 犯 特 別 捜 査 隊 長	副 隊 長		盗 犯 特 別 捜 査 第 一	
			盗 犯 特 別 捜 査 第 二	
機 動 捜 査 隊 長	副 隊 長		機 動 捜 査 第 一	
			機 動 捜 査 第 二	
			機 動 捜 査 第 三	

		総務	総務	
捜査第二課	知能犯捜査指導官	告訴	告訴	
		知能・選挙	知能・選挙	
		知能特捜	知能特捜第一	
			知能特捜第二	
			知能特捜第三	
	知能特捜第四			
	特殊詐欺対策室長	特殊詐欺対策	特殊詐欺対策第一	
特殊詐欺対策第二				
特殊詐欺対策第三				
組織犯罪対策課	組織犯罪対策官	総務	総務	
		企画指導	企画	
			暴力	
			薬物銃器対策	
			国際捜査	
		情報・分析	情報・分析	
		犯罪収益対策	犯罪収益対策	
		組対特捜第二	組対特捜第二	
	組対特捜第三	組対特捜第三		
	暴力団対策室長	暴力団対策	指定	指定
			暴力団対策	暴排
暴力団対策				
組対特捜第一	組対特捜第一			
鑑識課		総務	総務	
		写真	写真	
		足痕跡	足痕跡	
	指紋鑑定指導官	指紋資料	指紋資料	
		指紋	指紋	
		現場指導	現場指導	
機動鑑識				
		総務	総務	

科学捜査 研究所		企 画 指 導	企 画 指 導	
		主 任 研 究 員	法 医	
	研 究 官		物 理	
	研 究 官		化 学	
			心 理 ・ 文 書	
交 通 部	交通企画課		総 務	総 務
			企 画	企 画
		交 通 事 故 抑 止 对 策 室 長	交 通 事 故 抑 止 对 策	交 通 事 故 抑 止 对 策
			安 全	安 全
			安 全 教 育	安 全 教 育
			高 齡 者 安 全 对 策	高 齡 者 安 全 对 策
	事 故 分 析	事 故 分 析		
	交通指導課		総 務	総 務
			取 締	取 締
			通 告	通 告
			違 法 駐 車 对 策	違 法 駐 車 对 策
		交 通 事 故 事 件 搜 査 統 括 官	交 通 搜 査 指 導	交 通 搜 査 指 導
			交 通 鑑 識	交 通 鑑 識
	特 搜		特 搜	
	交通規制課		総 務	総 務
		規 制	規 制	
		施 設	施 設	
交 通 管 制 官		管 制 第 一	管 制 第 一	
		管 制 第 二	管 制 第 二	
運転免許課		総 務	総 務	
		試 験 指 定 校 第 一	試 験 指 定 校 第 一	
		試 験 指 定 校 第 二	試 験 指 定 校 第 二	
	聴 聞 官			
		行 政 処 分	行 政 処 分	
		免 許 第 一	免 許 第 一	

		免許管理指導官	免許 第二	免許 第二	
		安全運転学校長	講習適性検査	講習	
				講習適性検査	
			運転教育	運転教育	
	交通機動隊		総務		
			企画指導	企画指導	
				第一小隊	
				第二小隊	
				第三小隊	
			羽咋分駐隊長	第一小隊	
				第二小隊	
	第三小隊				
高速道路 交通警察隊		総務			
		企画指導	企画指導		
			第一小隊		
			第二小隊		
			第三小隊		
第四小隊					
警備部		総務	総務		
		企画	企画	資料	
	指導官	情報 第一	情報 第一		
		情報 第二	情報 第二		
	公安課		情報 第三	情報 第三	
			情報 第四	情報 第四	
			情報 第五	情報 第五	
			事件	事件	
			サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策	
			外事対策室長	外事 第一	外事 第一
	外事 第二	外事 第二			

		外 事 第 三	外 事 第 三
警 備 課		総 務	総 務
	危 機 管 理 官	実 施 第 一	実 施
		実 施 第 二	危 機 対 策
		災 害	災 害 対 策
		警 護	警 護
	警 衛 警 備 対 策 室 長	警 衛 警 備 対 策 室 副 室 長	
		総 括 班 長	総 括 班
		総 務 班 長	総 務 班
		第 一 班 長	第 一 班
		第 二 班 長	第 二 班
		実 施 班 長	実 施 班
		交 通 第 一 班 長	交 通 第 一 班
		交 通 第 二 班 長	交 通 第 二 班
	機 動 隊		総 務
中 隊 長			隊 付
		第 一 小 隊	
		第 二 小 隊	
		第 三 小 隊	
		第 四 小 隊	
第 五 小 隊			
警 察 学 校	事 務 長		総 務
	教 務 科 長		教 務 第 一
			教 務 第 二
			教 務 第 三
			教 務 第 四
			教 務 第 五
	指 導 科 長		指 導 第 一
			指 導 第 二
			指 導 第 三
			指 導 第 四
		生 活 指 導	

別表第2（第12条関係）

警察署に置く課及び係並びに分掌事務の基準

署	区分	課	係	分掌事務の基準
金 沢 中	警 務		警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
			警 務 第 二	
	留置管理		留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
			看 守	
	会 計		会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全		生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
			営 業 保 安	
			少 年 第 一	
			少 年 第 二	
			特 犯 第 一	
			特 犯 第 二	
	地 域		企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
			通 信 指 令	
			機 動 警 ら 第 一	
			機 動 警 ら 第 二	
			機 動 警 ら 第 三	
	刑事第一		刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
			統 計	
			強 行 第 一	
			強 行 第 二	
			強 行 第 三	

	盗 犯 第 一	
	盗 犯 第 二	
	性 犯 罪 捜 査	
	鑑 識	
刑 事 第 二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴	
	組 織 犯 罪 対 策 第 一	
	組 織 犯 罪 対 策 第 二	
交 通 第 一	企 画	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交 通 安 全 教 育	
	規 制	
交 通 第 二	交 通 事 故 ・ 指 導 総 括	本部交通指導課の所掌に属する事項
	指 導 取 締	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 一	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 二	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 三	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 四	
警 備	警 備 第 一	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
	警 備 第 二	
	警 備 第 三	
	警 備 第 四	
警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
	警 務 第 二	
	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置

金 沢 東	留置管理	看 守	管理及び看守に関する事項
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		営 業 保 安	
		少 年	
		特 犯	
	地 域	企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら 第 一	
		機 動 警 ら 第 二	
		機 動 警 ら 第 三	
	刑事第一	刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
		統 計	
強 行 第 一			
強 行 第 二			
盗 犯 第 一			
盗 犯 第 二			
性 犯 罪 捜 査			
鑑 識			
刑事第二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項	
	告 訴		
	組 織 犯 罪 対 策 第 一		
	組 織 犯 罪 対 策 第 二		
交通第一	企 画	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項	
	交 通 安 全 教 育		

		規 制	
	交通第二	交通事故・指導総括	本部交通指導課の所掌に属する事項
		指 導 取 締	
		交通事故・指導第一	
		交通事故・指導第二	
		交通事故・指導第三	
		交通事故・指導第四	
	警 備	警 備 第 一	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
		警 備 第 二	
		警 備 第 三	
金 沢 西	警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
		警 務 第 二	
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		営 業 保 安	
		少 年	
		特 犯	
	地 域	企 画 指 導	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
機動警ら第一			
機動警ら第二			
機動警ら第三			

刑事第一	刑 事 総 務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	統 計	
	強 行 第 一	
	強 行 第 二	
	盗 犯 第 一	
	盗 犯 第 二	
	性 犯 罪 捜 査	
	鑑 識	
刑事第二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴	
	組 織 犯 罪 対 策 第 一	
	組 織 犯 罪 対 策 第 二	
交通第一	企 画 規 制	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交 通 安 全 教 育	
交通第二	交 通 事 故 ・ 指 導 総 括	本部交通指導課の所掌に属する事項
	指 導 取 締	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 一	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 二	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 三	
	交 通 事 故 ・ 指 導 第 四	
警 備	警 備 第 一	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
	警 備 第 二	
警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項

大 聖 寺	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		営 業 保 安	
		少 年	
		特 犯	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら 第 一	
		機 動 警 ら 第 二	
		機 動 警 ら 第 三	
	刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行	
		盗 犯 第 一	
		盗 犯 第 二	
		鑑 識	
知 能			
組 織 犯 罪 対 策 第 一			
組 織 犯 罪 対 策 第 二			
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	指 導 取 締		
	事 故 捜 査 第 一		
	事 故 捜 査 第 二		
警 備	警 備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項	
警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に	

小 松		警 務 第 二	限る。)、会計課 (警察装備等に関する事項に限る。) 及び監察課の所掌に属する事項
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
		看 守	
	会 計	会 計	本部警務課 (給与等の支給に関する事項に限る。)、厚生課 (健康管理に関する事項を除く。) 及び会計課 (警察装備等に関する事項を除く。) の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		営 業 保 安	
		少 年	
		少 年 補 導	
		特 犯	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
機 動 警 ら 第 一			
機 動 警 ら 第 二			
機 動 警 ら 第 三			
刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項	
	強 行		
	盗 犯		
	鑑 識		
	知 能		
	組 織 犯 罪 対 策		
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	指 導 取 締		
	事 故 捜 査 第 一		
	事 故 捜 査 第 二		
警 備	警 備 第 一	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項	
	警 備 第 二		

		警 備 第 三	
寺 井	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		少 年 特 犯	
		営 業 保 安	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら	
	刑 事	強 行 ・ 盗 犯	本部刑事部の所掌に属する事項
		鑑 識	
		知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策	
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	事 故 指 導		
警 備	警 備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項	
警 務	警 務 第 一	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項	
	警 務 第 二		
	留置管理	留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
看 守			
会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項	

白 山	生活安全	生活安全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		営業保安	
		少年	
		特 犯	
	地 域	企画指導第一	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		企画指導第二	
		機動警ら第一	
		機動警ら第二	
		機動警ら第三	
		機動警ら第四	
刑事第一	刑事総務	本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項	
	統 計		
	強 行 第 一		
	強 行 第 二		
	盗 犯 第 一		
	盗 犯 第 二		
	性 犯 罪 捜 査		
	鑑 識		
刑事第二	知 能	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項	
	告 訴		
	組織犯罪対策第一		
	組織犯罪対策第二		
交通第一	企 画	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項	
	交通安全教育		
	規 制		
	交通事故・指導総括	本部交通指導課の所掌に属する事項	

	交通第二	指 導 取 締	
		交通事故・指導第一	
		交通事故・指導第二	
		交通事故・指導第三	
		交通事故・指導第四	
警 備	警 備 第 一	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項	
	警 備 第 二		
津 幡	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
		留 置 管 理	本部警務課の所掌に属する事項のうち、留置管理及び看守に関する事項
	会 計	看 守	
		会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		少 年 特 犯	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
機 動 警 ら 第 一			
機 動 警 ら 第 二			
機 動 警 ら 第 三			
刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項	
	強 行		
	盗 犯		
	鑑 識		
	知能・組織犯罪対策		

	交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項
		指 導 取 締	
事 故 捜 査			
	警 備	警 備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
羽 咋	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項並びに留置管理及び看守に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
	看 守		
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		少 年 特 犯	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら	
	刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項
		強 行 ・ 盗 犯	
鑑 識			
知 能 ・ 組 織 犯 罪 対 策			
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	事 故 指 導		
	警 備	警 備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項

七 尾	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	生活安全	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課の所掌に属する事項
		少 年 特 犯	
		少 年 補 導	
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら	
		船 舶	
	刑 事	統 計	本部刑事部の所掌に属する事項
強 行			
盗 犯			
鑑 識			
知能・組織犯罪対策			
交 通	企 画 規 制	本部交通部の所掌に属する事項	
	事 故 指 導		
警 備	警 備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項	
輪 島	警 務	警 務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
	会 計	会 計	本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	地 域	地 域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機 動 警 ら 第 一	
		機 動 警 ら 第 二	
	生 活 安 全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課並びに本部刑事部の所掌に属する事項	

	生活安全 刑事	強行・盗犯	
		鑑識	
		知能・組織犯罪対策	
	交通	企画規制	本部交通部の所掌に属する事項
		事故指導	
	警備	警備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項
珠 洲	警務	警務	本部総務課、警務課（給与等の支給に関する事項を除く。）、人材育成課、県民支援相談課、情報管理課、厚生課（健康管理に関する事項に限る。）、会計課（警察装備等に関する事項に限る。）及び監察課の所掌に属する事項
			本部警務課（給与等の支給に関する事項に限る。）、厚生課（健康管理に関する事項を除く。）及び会計課（警察装備等に関する事項を除く。）の所掌に属する事項
	地域	地域	本部地域課及び通信指令課の所掌に属する事項
		機動警ら第一	
		機動警ら第二	
	生活安全 刑事	生活安全	本部生活安全企画課、少年課及び生活環境課並びに本部刑事部の所掌に属する事項
		強行・盗犯	
鑑識			
知能・組織犯罪対策			
	交通	企画規制	本部交通部の所掌に属する事項
		事故指導	
	警備	警備	本部公安課及び警備課の所掌に属する事項

※別表第3から別表第5は省略